

一般社団法人 日本ボッチャ協会 登録規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ボッチャ協会定款（以下「定款」という。）第50条ほかの規定に基づき、会員の種別、入退会等に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種別)

第2条 本協会には、次に掲げる会員を置く。

(1) 会員（資格員）

定款第50条1号に定める地区に所属した選手、競技アシスタント、審判員、サポーター、クラス分け員、指導員および第22条1項に定める役員

(2) 賛助会員

定款第3条の目的に賛同し、支援する個人または企業・団体

(登録料・会費)

第3条 登録料及び会費は、次のとおりとする。ただし、代表者登録のみの方については、会費はかからない。

(1) 会員（資格員） 登録料2,000円 年会費3,000円（1資格につき）

(2) 賛助会員 個人：1口2,000円以上 企業・団体：1口2,000円 5口以上

2 会員は、1資格ごとに年会費3,000円を納める。

3 会費は、年度途中に加入であっても、減額はない。

3 会員は、登録料として2,000円を納める。ただし、前年度から登録を更新する場合は登録料を必要としない。

4 会費の納入は、事務局に毎年定められた期日までに行い、年会費を納入しなければならない。それ以降は新規登録と同様の扱いとする。

5 会費の納入はクレジット決済かコンビニ決済のみとし、振り込み名義は団体代表者または登録する団体名でなければならない。なお、納入時の振り込み手数料は各自の負担とする。

6 賛助会員は、個人または代表者が納入しなければならない。手数料は各自の負担とする。

7 既に納められた登録に関する費用は、いかなる理由によっても、返済しないものとする。

(登録の方法)

第4条 会員登録は、団体登録とする。

2 団体とは、各都道府県ボッチャ協会、企業、学校等である。

3 各都道府県ボッチャ協会は、各都道府県に一つの団体が認められる。

4 本協会への登録更新手続きは、ホームページの登録フォームより団体の代表者が行う。

5 会員（資格員）は、団体を構成する個人であり、障がいの有無及び登録種別を問わない。

6 本協会に登録しようとする個人は、次の各号に掲げる事項について、団体代表者に情報を提供しなければならない。

(1) 氏名・住所・連絡先

(2) 登録種別（選手・競技アシスタント・審判員・サポーター・指導員・クラス分け員）

(3) 障がいの有無及び障がい名

(4) 選手登録する者は競技クラス（クラス分け判定を受けていない場合は、暫定クラスを明記）

- 7 団体の代表者は、集約した個人情報をもとに、ホームページの登録フォームにて登録の手続きを行わなければならない。
- 8 団体の代表者は、集約した個人情報を厳重に管理し、関係のない第三者に漏らすことはあってはならない。
- 9 会員には、資格別のコードが付与され会員証が発行される。
- 10 会員は、原則として、同一年度内に2以上の加入団体の構成員になることはできない。
- 11 代表者登録のみの方は会費が発生しないため、資格員コードの付与はなく会員証の発行はしない。

(会員の権利)

第5条 会員は、次の権利を行使できる。

- 2 本協会に登録している審判員、サポーターの派遣要請の権利を有することができる。
- 3 各種講習会や日本選手権予選会の開催を誘致する権利を有することができる。
- 4 本協会からの情報提供を登録したメールアドレスへの配信により受けることができる。
- 5 競技にかかる用具を、会員価格で購入することができる。
- 6 本協会が会員のために提供するサービス等を受けることができる。
- 7 会員は、本協会主催の競技会や各種行事、および国際大会に参加する権利を有することができる。
- 8 賛助会員は、大会等の情報や協会ノベルティグッズを受け取ることができる(年1回)。また希望者は、協会ホームページに氏名または、団体名が掲載される。

(登録年度)

第6条 登録年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 年度途中で登録についても、前号を踏襲する。

(退会)

第7条 会員の退会は次の通りとする。

- 2 すでに会員登録をしている者が、当該年度の会員登録期間中に更新手続きをしなかった場合は退会とみなし、登録更新期間終了日を退会受理日とする。

(会員の義務)

第8条 会員は、定款に定めるもののほか次の義務を有する。

- (1) 定款及び本協会の定める規程等を遵守する。
- (2) 本協会の目的を達成するために、本協会の事業活動に積極的に参加する。
- (3) 会員登録内容(住所、氏名等)に変更が生じた場合は、遅滞なく必要な手続きを実施する。

(権利譲渡の禁止)

第9条 会員は、会員として有する権利を第三者に譲渡若しくは使用させてはならない。

(私的利用の範囲外の使用禁止)

第10条 会員は、本協会が承認した場合を除き、本協会を通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版、編集、送信、放送、産業財産権の出願その他私的利用の範囲を越えて使用をすることはできず、また、第三者をして使用させることはできない。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

- 1 本規定は、平成29年4月1日より施行する。
- 2 この規定の一部を改訂し、平成30年4月1日から施行する。
- 3 この規定を改訂し、令和2年4月1日より施行する。